

川口市固定資産評価審査委員会条例

平成 12 年3月 23 日条例第 14 号

改正

平成 17 年6月 28 日条例第 28 号

平成 28 年3月 24 日条例第2号

令和3年6月 25 日条例第 18 号

川口市固定資産評価審査委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第436条第1項の規定に基づき、川口市固定資産評価審査委員会(以下「委員会」という。)の審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長は、この条例及び固定資産評価審査委員会規程の定めるところにより、その職務を行う。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員が、その職務を行う。

5 委員長の任期は、1年とする。

(書記)

第3条 委員会に書記3人を置く。

2 書記は、市職員のうちから、市長の同意を得て、委員長が任命する。

3 書記は、委員長の指揮を受けて、調書を作成し、及び委員会の庶務を処理する。

(審査の申出)

第4条 法第432条第1項の規定により審査の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した審査申出書正副各1通を委員会に提出しなければならない。

(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 審査の申出に係る処分の内容

(3) 審査の申出の趣旨及び理由

(4) 口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨

(5) 審査の申出の年月日

- 2 審査申出人が、法人又は法人でない社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、行政不服審査法施行令（平成 27 年政令第 391 号）第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、川口市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 17 年条例第 28 号。第6条第2項において「情報通信技術利用条例」という。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して審査の申出がされた場合には、審査申出書の正副各1通が提出されたものとみなす。
- 4 前項に規定する場合において、当該審査の申出に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）については、審査申出書の副本とみなして、第6条第1項の規定を適用する。
- 5 審査申出人は、審査申出書（添付書類を含む。）の提出後その記載事項に変更を生じた場合においては、直ちに、当該変更に係る事項を書面で委員会に届け出なければならない。
- 6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

（審査申出書の受理及び却下）

- 第5条 委員会は、審査申出書が提出されたときは、速やかに、その記載事項、提出期限その他の事項について調査しなければならない。
- 2 委員会は、前項の規定による調査の結果、審査申出書がその提出期限内に提出されたものであり、かつ、適法な方式を備えているものであるときは、これを受理しなければならない。
 - 3 委員会は、第1項の規定による調査の結果、審査申出書の記載事項に不備がある場合において補正することができるものであるときは、5日以内の期間を定めて、審査申出人にその不備な事項を補正させなければならない。
 - 4 委員会は、審査申出書を受理した場合においてはその旨を市長に、却下した場合においてはその旨を審査申出人に、それぞれ通知しなければならない。

（書面審理）

- 第6条 委員会は、書面審理を行う場合においては、市長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて弁明書正副各1通の提出を求めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、弁明書の正副各1通が提出されたものとみなす。
- 3 前項に規定する場合において、当該弁明に係る電磁的記録については、弁明書の副本とみなして、次項及び第5項の規定を適用する。
- 4 委員会は、弁明書の提出があったときは、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。
- 5 審査申出人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合において、委員会が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。
- 6 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

(審査申出人の口頭による意見陳述)

- 第7条 委員会は、法第 433 条第2項ただし書の規定により審査申出人に口頭で意見を述べる機会を与える場合には、あらかじめ、その日時及び場所を審査申出人に通知しなければならない。
- 2 書記は、前項の意見陳述について調書を作成しなければならない。
 - 3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名し、及び押印しなければならない。
 - (1) 事案の表示
 - (2) 意見の内容
 - (3) その他必要な事項

(口頭審理)

- 第8条 委員会は、法第 433 条第6項の規定による口頭審理(以下「口頭審理」という。)を行う場合には、その都度、その日時及び場所を審査申出人及び市長に通知しなければならない。
- 2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者相互の対質を求めることができる。
 - 3 委員会は、関係者に対し、その請求により口頭による証言に代えて口述書の提出を許すことができる。
 - 4 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 提出者の住所及び氏名
 - (2) 提出の年月日
 - (3) 証言すべき事項
 - 5 委員会は、口頭審理を終了するに先立って、審査申出人に対して、意見を述べ、か

つ、必要な資料を提出する機会を与えなければならない。

6 書記は、口頭審理について調書を作成しなければならない。

7 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名し、及び押印しなければならない。

- (1) 事案の表示
- (2) 審理の場所及び年月日
- (3) 出席した関係者の住所及び氏名
- (4) 審理の要領
- (5) その他必要な事項

(実地調査)

第9条 書記は、実地調査を行った場合には、当該実地調査について調書を作成しなければならない。

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名し、及び押印しなければならない。

- (1) 事案の表示
- (2) 調査の場所及び年月日
- (3) 調査の結果
- (4) その他必要な事項

(議事についての調書)

第10条 書記は、前3条に規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名し、及び押印しなければならない。

- (1) 事案の表示
- (2) 会議の場所及び年月日
- (3) 会議の要領
- (4) その他必要な事項

(決定書の作成)

第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければならない。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

(審査の秩序維持)

第 12 条 委員会は、審査の進行を妨げる者に対し退席を求めることができる。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項は、固定資産評価審査委員会規程で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に川口市固定資産評価審査委員会規程(平成 11 年固定資産評価審査委員会規程第1号。以下「委員会規程」という。)の規定に基づき行われた手続その他の行為は、それぞれこの条例の委員会規程に相当する規定に基づき行われたものとみなす。

附 則(平成 17 年6月 28 日条例第 28 号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成 17 年8月1日から施行する。

附 則(平成 28 年3月 24 日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の川口市固定資産評価審査委員会条例第4条第1項、第2項及び第7項、第6条第4項及び第6項並びに第 11 条の規定は、平成 28 年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成 27 年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が平成 28 年4月1日以後である審査の申出を除く。)については、なお従前の例による。

附 則(令和3年6月 25 日条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行する。